



ホーム > 市政情報 > 市政 > 情報公開 > 市長交際費支出基準

市長交際費支出基準

趣旨

この基準は、市長が市政の推進に必要な交際のために支出する市長交際費について、その種別、支出範囲その他必要な事項について定めるものとする。

種別及び支出範囲

交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるとおりとする。

種別	支出範囲
慶祝（祝儀・会費）	各種式典関係の慶事及び各種総会・会議等に出席する場合に支出する。
弔慰	取手市特別職で非常勤の者、地元の国会・県議会議員、関係市町村の首長並びに議長及びその親族に対して支出する。
見舞	病気等入院、罹災等の見舞いについて、取手市特別職で非常勤の者、地元の国会・県議会議員、並びに関係市町村の首長及び議長に対して支出する。
壮途	市内在住者が海外で国際協力活動等をする際に支出する。
その他	市長が特に必要と認めた事項

5.代理
も追加しました

基準及び支出内容の公開

この基準は公開し、またこの基準に基づく交際費の支出内容についても公表する。公表の方法は、支出一覧表を取手市のホームページに掲載するものとする。

この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付則 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
を削除しました

支出額の基準

1. 慶祝

各種式典関係の慶事・各種総会及び会議等の懇親会の場合	5,000円
地域の納涼祭・新年会・忘年会等の場合	3,000円

※会費がある場合はその額とし、原則として、祝儀は市補助団体に支出しないものとする。

2. 壮途

壮途金	10,000円以内
-----	-----------

3. 弔慰

本人	10,000円 並びに花輪
配偶者・両親・子	5,000円
祖父母・兄弟	5,000円
その他市長が必要と認めたとき	必要に応じた額

4. 見舞

罹災・病気等入院（本人のみ）	5,000円から 10,000円以内
その他市長が必要と認めたとき	10,000円以内

5. 代理

市長の代理として職員等が出席する場合には、市長の出席の場合に準じて交際費の支出を認める。

6. その他

市長が必要と認めた事項について、公共性、公益性等を考慮して必要に応じた額を支出する。

お問い合わせ 秘書課

- 住所 茨城県取手市寺田5139
- 電話 0297-74-2141（代表）内線1112
- ファクス 0297-73-5995
- [秘書課にメールを送信](#)

この組織からさがす: [政策推進部/秘書課](#)

登録日: 2011年4月13日 / 更新日: 2015年7月3日

Copyright © TORIDE City. All Rights Reserved.